

指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止について

NO	指定 番号	事業者名	事業所所在地	代表者	指定の効力の停止期間	指定の効力の停止の理由
1	848	藤尾設備工業	熊本県菊池郡菊陽町津久礼3725番地7	代表 藤尾 忠治	令和元年（2019年）8月9日から 令和2年（2020年）1月8日まで （5箇月間）	水道法第25条の11、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条及び熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準に該当する違反行為を行ったため